

# 福岡県公報

令和2年9月25日  
第138号

## 目次

### 告示(第725号-第737号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(情報政策課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
<b>公 告</b>		
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂防課)	5
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効	(林業振興課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	6
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	10
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	12

○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	14
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)	16
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課)	16
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	17
○落札者等の公示	(情報政策課)	17
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	18
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	18
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	19
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	19
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	19
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	19
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	20
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	20
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	20

### 選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	20
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課)	21
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	21

### 労働委員会

○福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について	(労働委員会事務局調整課)	22
-------------------------	---------------	----

## 告示

福岡県告示第725号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北九州市小倉南区大字葛原字壺番山尻770の16、770の17（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字壺番山尻770の16（次の図に示す部分に限る。）、770の17  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第726号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市檜原字柚木谷834の2、837、字ナラヲ844、845

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柚木谷834の2・837・字ナラヲ845（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第727号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年5月16日農林水産省告示第703号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに福岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第728号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年2月18日農林水産省告示第204号（1の4、1の5、1の7から1の9に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	浮羽 石川内線	前	八女市矢部村北矢部3931番1先から 八女市矢部村北矢部11060番1先まで	5.8 ～ 14.0	743.0
			後	八女市矢部村北矢部3931番1先から 八女市矢部村北矢部11027番1先まで	5.8 ～ 14.0	766.0

### 福岡県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年9月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽 石川内線	八女市矢部村北矢部3931番1先から 八女市矢部村北矢部11027番1先まで

### 福岡県告示第731号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例（令和 2 年福岡県条例第 9 号）	第 19 条第 1 項及び第 2 項	令和 2 年 10 月 1 日	自転車貸付業者届出手続

**福岡県告示第 732 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯 塚	一 国 道	211 号	前	嘉麻市山野 354 番 3 先から 嘉麻市山野 594 番 1 先まで	7.5 ～ 12.4	100.0
			後	嘉麻市山野 354 番 3 先から 嘉麻市山野 594 番 1 先まで	10.0 ～ 12.4	100.0

**福岡県告示第 733 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯 塚	県 道	熊ヶ畑 上山田 線	前	嘉麻市上山田 1343 番 6 先から 嘉麻市上山田 403 番 4 先まで	6.4 ～ 21.0	182.0
			前	嘉麻市上山田 1343 番 6 先から 嘉麻市上山田 403 番 4 先まで	7.6 ～ 49.9	186.0
			後	嘉麻市上山田 1343 番 6 先から 嘉麻市上山田 403 番 4 先まで	6.4 ～ 21.0	182.0
			後	嘉麻市上山田 1343 番 6 先から 嘉麻市上山田 403 番 4 先まで	7.6 ～ 49.9	186.0

**福岡県告示第 734 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 2 年 9 月 25 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯 塚	熊ヶ畑 上山田 線	嘉麻市上山田 1338 番 14 先から 嘉麻市上山田 1338 番 9 先まで
飯 塚	熊ヶ畑 上山田 線	嘉麻市上山田 402 番 20 先から 嘉麻市上山田 402 番 48 先まで

**福岡県告示第735号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 保安林の所在場所

豊前市大字川内15

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第736号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定され

た重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和58年5月19日農林水産省告示第719号

## 2 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第737号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年6月福岡県告示第913号

## 2 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告



次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 松崎4丁目-2地区	福岡市中央区天神一丁目2番4号 合同会社S-Grow 代表社員 一般社団法人アセットホールディングス 職務執行者 辻本聡

### 公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次のように登録を受けた生産事業者からの廃止の届出により登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第126号	樋口 重實	八女郡星野村11965	種 穂 苗 木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第312号	福岡市森林組合	福岡市西区大字金武2127-2	苗 木	福岡市森林組合	福岡市西区大字金武2127-2

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

3次元デジタルひずみ評価システム（備出27）

### 2 競争入札参加者の資格

#### (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和2年10月13日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出して承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年9月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

3次元デジタルひずみ評価システム（備出27）

(2) 調達物品及び数量

3次元デジタルひずみ評価システム 一式

(3) 履行期限

令和3年3月19日（金曜日）

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和元年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年11月4日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	04	理化学精密機器	A A
05	06	計測機器	A A
05	11	諸機器	A A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県工業技術センター機械電子研究所に令和2年10月20日（火曜日）午前12時00分までに提出して承認を受けた者
- ・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先  
福岡県工業技術センター機械電子研究所  
〒807-0831 福岡県北九州市八幡西区則松三丁目6-1  
電話番号 093-691-0260
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管



<p>達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者</p> <p>5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県総務部総務事務厚生課調達班(行政南棟1階) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン) FAX 092-643-3109</p> <p>6 契約条項を示す場所 5の部局とする。</p> <p>7 入札説明書の交付 令和2年9月25日(金曜日)から令和2年10月20日(火曜日)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。</p> <p>8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 5の部局とする。</p> <p>(2) 提出期限 令和2年11月4日(水曜日)午後4時00分</p> <p>(3) 提出方法 持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。</p> <p>10 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県総務事務厚生課入札室(行政南棟1階)</p> <p>(2) 日時 令和2年11月5日(木曜日)午前10時30分</p>	<p>11 落札者がない場合の措置 開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。</p> <p>12 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。</p> <p>ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合</p> <p>13 入札の無効 次の入札は無効とする。</p> <p>なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。</p> <p>(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札</p> <p>(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札</p> <p>(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札</p>
--	--

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札  
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし契約を締結しない。
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) 本案件の質問回答の掲示以降の手続きは、本調達物品にかかる予算が成立し、予算手続が整った場合においてのみ、行う。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Evaluation system of three - dimensional digital strain
- (2) Delivery period : By March 19, 2021
- (3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Electronics Research Institute, 3-6-1 Norimatsu, Yahatanishi - ku, Kitakyusyu City 807-0831, Japan  
Tel : 093-691-0260
- (4) Time Limit for Tender : 4 : 00 PM on November 4, 2020
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7-7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
Tel 092-643-3092

#### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

交番等防犯カメラ賃貸借

#### 2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定

の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し  
 ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に  
 あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和2年10月13日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

交番等防犯カメラ賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年11月4日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
-----	-----	-----	----



13	08	リース・レンタル	A A
----	----	----------	-----

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-641-4141 内線2234
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
令和2年9月25日（金曜日）から令和2年11月4日（水曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
  - (1) 提出場所  
5の部局とする。
  - (2) 提出期限  
令和2年11月4日（水曜日）午後5時45分
  - (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期

限内必着）で行う。

- 10 開札の場所及び日時
  - (1) 場所  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
  - (2) 日時  
令和2年11月5日（木曜日）午後2時00分
- 11 落札者がない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
  - (2) 契約保証金  
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書



面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

### 16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for surveillance cameras for crime prevention purposes in police boxes and on their premises

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on November 4 , 2020

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department,

Fukuoka Prefectural Police HQ

7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2234)

### 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
31那整第288号	平成31年4月15日	令和3年3月31日まで	起点：大野城市乙金東四丁目1207-6 終点：大野城市乙金東二丁目1205-1	600.00	21.50~28.50

1 那整第1310号	令和元年 9月2日	令和3年 3月31日 まで	起点：那珂川市大字山田 1156番7地先 終点：那珂川市大字山田 1158番4地先	55.2	22.0
1 那整第1310号 - 2	令和元年 9月25日	令和元年 12月30日 まで	起点：筑紫野市大字筑紫 919-1地先 終点：筑紫野市大字筑紫 822-3地先	162.91	6.00
1 那整第1310号 - 3	令和元年 11月15日	令和2年 1月31日 まで	①： 起点：大野城市大城三丁 目211番1地先 終点：大野城市大城三丁 目211番1地先 ②： 起点：大野城市大城三丁 目211番1地先 終点：大野城市大城三丁 目211番1地先	①：76.79 ②：44.27	①：6.0 ②：5.27～ 7.9
1 那整第1310号 - 4	令和元年 11月29日	令和3年 11月29日 まで	起点：筑紫野市大字吉木 2366-7先 終点：筑紫野市大字吉木 2377-6先	120.0	13.0
1 那整第1310号 - 5	令和2年 2月13日	令和3年 12月31日 まで	①： 起点：大野城市大字中 1019番 終点：大野城市中三丁目 155番3 ②： 起点：大野城市川久保二 丁目1番1 終点：大野城市川久保二 丁目1番1	①：640.0 ②：10.0	①：4.0～ 13.0 ②：12.0
1 那整第1310号 - 6	令和2年 3月16日	令和4年 3月31日 まで	①： 起点：筑紫野市大字若江 210 終点：筑紫野市大字筑紫 748-4 ②： 起点：筑紫野市大字筑紫 659 終点：筑紫野市大字筑紫 659 ③： 起点：筑紫野市大字筑紫 663-22 終点：筑紫野市大字筑紫 676-12 ④：	①：435 ②：74 ③：34 ④：118 ⑤：116 ⑥：330 ⑦：40 ⑧：33 ⑨：223 ⑩：40 ⑪：81	①：21 ②：4 ③：4 ④：6 ⑤：6 ⑥：6 ⑦：6 ⑧：6 ⑨：6 ⑩：6 ⑪：6

			起点：筑紫野市大字筑紫 659 終点：筑紫野市大字筑紫 676-5 ⑤： 起点：筑紫野市大字筑紫 676-3 終点：筑紫野市大字筑紫 680-1 ⑥： 起点：筑紫野市大字筑紫 663-19 終点：筑紫野市大字筑紫 672 ⑦： 起点：筑紫野市大字筑紫 678 終点：筑紫野市大字筑紫 672 ⑧： 起点：筑紫野市大字筑紫 667-234 終点：筑紫野市大字筑紫 667-267 ⑨： 起点：筑紫野市大字若江 306-8 終点：筑紫野市大字筑紫 676-12 ⑩： 起点：筑紫野市大字若江 306-5 終点：筑紫野市大字若江 211 ⑪： 起点：筑紫野市大字若江 680-2 終点：筑紫野市大字若江 667-235		
1 那整第1310号 - 7	令和2年 3月16日	令和4年 3月31日 まで	起点：筑紫野市大字筑紫 541-2 終点：筑紫野市大字筑紫 91-16	345.8	6.0
2 那整第478号	令和2年 4月16日	令和3年 3月31日 まで	起点：那珂川市仲三丁目 394-1先 終点：那珂川市仲三丁目 441-1先	170.0	16.0

2 那整第478号-2	令和2年 5月14日	令和4年 4月30日 まで	①： 起点：大野城市旭ヶ丘一丁目792-1 終点：大野城市旭ヶ丘一丁目778-9 ②： 起点：大野城市旭ヶ丘一丁目778-9 終点：大野城市旭ヶ丘二丁目778-39	①：37.36 ②：82.25	①：6.00 ②：5.40～ 6.74
2 那整第478号-3	令和2年 5月13日	令和4年 3月31日 まで	①： 起点：那珂川市大字別所字御迎1144番1地先 終点：那珂川市大字別所字御迎1260番1地先 ②： 起点：那珂川市大字別所字御迎1155番5地先 終点：那珂川市大字別所字御迎1161番9地先	①：101.0 ②：81.6	①：25.84～ 29.3 ②：5.5～ 7.75

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
30那整第915号-5	平成31年4月16日	春日市昇町五丁目177-7、177-8、180-2、181-2、181-3、182-1、182-2、1018	43.02	6.00
1 那整第1231号	令和元年8月5日	大野城市白木原三丁目246番156	31.64	4.00
1 那整第1231号-2	令和元年10月15日	太宰府市坂本二丁目540番12	19.98	6.00

1 那整第1231号-3	令和元年10月16日	筑紫野市上古賀四丁目19番1、19番1地先水路の一部	10.63	6.12～6.92
1 那整第1231号-4	令和元年12月5日	春日市春日二丁目1009番、1008番2、9番3、10番2、12番2、12番3、道	35.00	4.00～4.48
1 那整第1231号-5	令和元年12月5日	春日市白水ヶ丘六丁目29番2	25.28	5.00
1 那整第1231号-6	令和元年12月26日	筑紫野市大字古賀35番1、35番3	22.21	4.00～5.80
1 那整第1231号-7	令和元年12月24日	大野城市下大利三丁目52番5	40.13	6.00
2 京整第29号	令和2年4月15日	行橋市泉中央五丁目1078番4	53.35	6.00
2 京整第29号-2	令和2年4月28日	行橋市大字吉国字荒堀262番2、262番10、262番11、263番5の一部、道の一部	99.06	6.00～6.30 (有効幅員6.00)
2 京整第29号-3	令和2年4月24日	豊前市大字森久195番9、195番5の一部、道の一部、大字堀立541番4	112.91	6.00～6.42
2 京整第29号-4	令和2年6月3日	行橋市大橋二丁目515番1、水路の一部	67.63	6.00
2 京整第29号-5	令和2年6月23日	行橋市行事四丁目242番1、242番7	91.75	6.00
2 京整第29号-6	令和2年8月31日	行橋市泉中央五丁目1123番7、1193番6、道の一部	43.55	6.00～6.98

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長(m)
1 那整第1495号	令和元年10月8日	全部廃止	(指定当初) 筑紫郡太宰府町大字太宰府字五条2484番25	3.50

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

令和2年9月7日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ春日市須玖北店

(2) 所在地 春日市須玖北六丁目12番1 外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木1148番地の1

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木1148番地の1

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和3年5月8日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,307平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	37

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物東側	13

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	31.5

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物西側	6.71

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
建物敷地南側及び東側	2箇所

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
Web会議システム用端末等導入業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県企画・地域振興部情報政策課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年9月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
株式会社九州日立システムズ
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅南2-12-22
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
70,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和2年7月31日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。  
令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約の名称  
よう撃捜査支援システム路上装置増設賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年8月6日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
東京センチュリー株式会社福岡営業部
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
153,245,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1(a)に該当

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。  
令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約の名称  
IPR形無線機購入契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地



福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和2年8月19日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

三菱電機株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市中央区天神二丁目12番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

221,190,420円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和2年7月10日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字堀田1944番3及び1944番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉市緑区おゆみ野中央一丁目25番地14プラザ学園前5棟903号

木本 仁美

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基準点測量（2級基準点測量・3級基準点測量）

水準点測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市三橋町五拾町から 柳川市三橋町棚町まで	令和2年8月31日から 令和2年12月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基準点測量（2級基準点測量・3級基準点測量）

水準点測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
みやま市瀬高町上庄から 柳川市三橋町五拾町まで	令和2年8月31日から 令和2年12月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公

示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
赤谷川流域（朝倉市、朝倉郡東峰村）	令和2年7月18日から 令和3年3月12日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

航空レーザ測量・基準点測量・カラー数値撮影

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑後川、筑後川水系派川早津江川、矢部川水系支川飯江川	令和2年7月17日から 令和2年12月4日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（4級基準点測量、用地測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
築上郡築上町内	令和2年8月19日から 令和2年10月16日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡福智町伊方地内	令和2年7月31日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和2年9月1日現在におけ

る選挙人名簿により、次のようになった。

令和2年9月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

84,743

#### 福岡県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和2年9月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和2年9月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

629,639

#### 福岡県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和2年9月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和2年9月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	27,632
北九州市小倉北区	50,994

北九州市小倉南区	58,285
北九州市若松区	22,839
北九州市八幡東区	18,718
北九州市八幡西区	70,087
北九州市戸畑区	16,217
福岡市東区	84,156
福岡市博多区	65,651
福岡市中央区	54,532
福岡市南区	71,818
福岡市城南区	34,829
福岡市早良区	59,312
福岡市西区	56,135
大牟田市	32,197
久留米市	83,362
直方市	15,674
飯塚市・嘉穂郡	39,230
田川市	13,078
柳川市	18,378
八女市・八女郡	22,972
筑後市	13,485
大川市・三潞郡	13,501
行橋市	20,258
中間市	11,830

小郡市・三井郡	20,440
筑紫野市	28,588
春日市	30,555
大野城市	27,296
宗像市	26,757
太宰府市	19,686
古賀市	16,279
福津市	17,914
うきは市	8,163
宮若市・鞍手郡	14,355
嘉麻市	10,634
朝倉市・朝倉郡	23,523
みやま市	10,497
糸島市	27,975
那珂川市	13,433
糟屋郡	61,951
遠賀郡	25,846
田川郡	21,614
京都郡	15,561
築上郡・豊前市	16,149

## 労働委員会

### 公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委

嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和2年9月25日

福岡県労働委員会会長 山下 昇

氏名	現職等	備考
上田竹志	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
大坪稔	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
徳永響	弁護士	同上
所浩代	福岡大学法学部教授	同上
服部博之	弁護士	同上
森裕美子	弁護士	同上
山下昇	九州大学大学院法学研究院教授	同上
隈本泰清	U A ゼンセン福岡県支部顧問	現労働者委員
桑原忠志	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
島添幹子	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
高田章男	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会書記長	同上
堂原弘志	九州電力労働組合北九州支部執行委員長	同上
藤田桂三	自治労福岡県本部執行委員長	同上
吉村淳治	自動車総連福岡地方協議会議長	同上
有馬紀顕	福岡県経営者協会専務理事	現使用者委員
熊手艶子	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
竹内直行	(株)井筒屋本店CS統括部マネージャー	同上
谷川由利子	総合メディカル(株)取締役常務執行役員	同上
樋口和光	九州電力(株)人材活性化本部部長	同上

宮田克彦	博多バスターミナル(株)代表取締役社長	同上
和田金也	(株)岩田屋三越取締役執行役員総合企画部長	同上
後藤裕	弁護士	前公益委員
南谷敦子	弁護士	同上
上野茂伸	元日本労働組合総連合会福岡県連合会特別執行委員	前労働者委員
松岡嘉彦	福岡県経営者協会顧問	前使用者委員
武濤研二郎	福岡県労働委員会事務局長	
内田直子	福岡県労働委員会事務局次長(兼)調整課長	
山本隆二郎	福岡県労働委員会事務局審査課長	